

一 般 競 争 入 札 要 領

1. 入札物件（写真・物件調書参照）

物 件 名	数 量	規 格 等
除雪ドーザ (13t級)	1台	車 名 : コマツ建機販売(株) 車 台 番 号 : W03950215 型 式 : W039 初度登録年月 : 平成6年11月 走 行 距 離 : 約56,139km (平成29年6月7日現在※) 稼 働 時 間 : 約7,994時間 (平成29年6月7日現在※) 車検有効期限 : 一時抹消登録済 (登録識別情報等通知書有) ※バッテリー交換必要 最低売却価格 : 360,000円 (税抜)

※走行距離と稼働時間は、現在稼働中により変動します。

2. 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧場所：田舎館村役場総務課（2階）
- (2) 縦覧期間：平成29年8月16日（水）～平成29年9月1日（金）
午前8時15分～午後5時（土日を除く）

3. 現場説明会

- (1) 実施日：平成29年8月28日（月）
- (2) 時 間：午前10時～
- (3) 説明場所：「田舎館村除雪センター」（田舎館村大字大曲字早稲田94-1）

4. 質疑について

入札物件に対する質疑については、現場説明会において回答いたします。
現場説明会以外での質疑については、原則として受付いたしませんのでご了承下さい。

5. 入札参加の申込み

- (1) 期 間：平成29年8月23日（水）～平成29年9月1日（金）
午前8時15分～午後5時（土日を除く）
- (2) 受付場所：田舎館村役場 総務課管財係（2階）
 - ・留意事項
 - ア 一般競争入札参加申込書、入札書、委任状を受付時にお渡しいたしますので、入札当日に必ずご持参下さい。
 - イ 郵送、ファックス又は電子メールによる受付はできません。
 - ウ 記入誤り又は不備がありますと、申込みが無効になる場合があります。
- (3) 申込み方法
 - ・申込みに必要な書類
 - ア 個人の場合
 - ①一般競争入札参加申込書 ②身分証明書 ③印鑑証明書
 - ④納税証明書（直近1年分の市町村税） 各1通
 - イ 法人の場合
 - ①一般競争入札参加申込書 ②登記簿謄本 ③代表者の印鑑証明書
 - ④納税証明書（直近1年分の市町村税） 各1通

注1) 参加申込書に記載された氏名が、売買契約の締結者名義及び物件の所有者名義となります。

注2) 申込書以外の各書類については、発行後3ヶ月以内のものとしします。

注3) 身分証明書、登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書については、写し(コピー)の提出を認めます。

注4) 村に入札参加資格申請を提出済みの方は、身分証明書、登記簿謄本、印鑑証明書については、提出の必要はありません。

6. 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

ウ 市町村税等の滞納がない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員並びにその構成員が役職員をつとめる団体でないこと

(2) 入札の参加方法

入札の参加に当たっては、「5. 入札参加の申込み」に記載のとおり事前に申込みいただいたうえ、「入札心得書」を十分お読みいただき参加してください。

※参加申込を行わないと入札に参加できません。

7. 参加資格者の決定について

(1) 申込された時点で提出書類を確認し、書類の不備がなく、参加資格を満たしている場合は、「一般競争入札参加申込書」に受付印を押したコピーをお渡しいたします。入札当日に忘れず持参いただき、受付時に提出して下さい。

(2) 書類に不備が認められた場合、提出書類により入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、受付いたしません。

(3) 申込み後において、入札開始前までに入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格を失うこととします。

8. 入札日および落札者の決定方法等

(1) 入札および開札の日時、場所

ア 日 時：平成29年9月7日(木) 午後2時～

イ 場 所：田舎館村役場 委員会室(3階)

ウ 注意事項

①入札参加者は、当日午後1時15分～1時40分までの間に委員会室へお越しいただき受付を済ませて下さい。

②入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんのでご注意下さい。

③郵送または電話による入札はできませんので、本人又は代理人(委任状持参)が出席して下さい。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、村の最低売却価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

(3) 入札方法等

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印の上、入札箱に投函して下さい。

(入札書に記載する金額は税抜きとします。)

イ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取り

消しを行うことはできません。

ウ 開札は入札後直ちに入札者の面前で行います。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる時は、くじ引きで落札者を決定します。

9. 入札日の持参品等

- (1) 「一般競争入札参加申込書」のコピー
- (2) 入札書
- (3) 委任状

ア 入札参加申込書の申込人が入札に参加する場合は不要です。

イ 法人の代表権の無い方や、個人で本人以外の方が入札に参加する場合には、委任者の実印を押印した委任状を持参して下さい。

- (4) 入札保証金 免除

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (4) その他入札条件に違反した入札

11. 契約の締結等

- (1) 契約締結日：落札決定から7日以内とする。
(時間は入札終了後の打合せにより決定するものとする。)

- (2) 契約場所：田舎館村役場 総務課（2階）

- (3) 持参する物：印鑑、(売買代金)

※売買契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義でおこないます。

※契約金額については、入札金額に消費税8%が加算されたものとなります。

12. 契約保証金

落札者は、売買代金を村が発行する納入通知書により直ちに納付するものとし、契約保証金は田舎館村財務規則第140条第1項第5号により免除とする。

13. 売買代金の支払方法

- (1) 落札者は、契約締結後、村が発行する納入通知書をもって、直ちに代金を納付していただきます。
- (2) 売買代金の分割納付はできません。

14. 物件の引渡し

- (1) 落札者は、契約日の翌日から15日以内に物件の名義変更の手続きをさせていただきます。名義変更終了後、手続きの証明書（写し）を村に提出するものとします。
- (2) 名義変更終了後、田舎館村除雪センターにおいて、引渡書により物件の引渡しをおこなうものとします。
- (3) 入札物件の落札者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

(物件の名義変更、引き取り、車検、修繕等に要する費用は全て落札者の負担としま

す。)

15. 文字削除及びプレート取り外し

車体の左右側面及び前後部に記されている「田舎館村」、「建設機械 S06-0123」、「建設省補助除雪機械」、「田舎館村 除雪車」、「除雪作業中接近注意」の文字及びプレートは、**落札者の負担により、引き取り後、直ちに削除・取り外すものとし、その写真を村（田舎館村役場建設課・2階）へ提出し確認を受けることとします。**

【地方自治法施行令（抄）】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 1. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 4. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 6. 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者